

産業建設常任委員会会議記録
(条例審査)

1. 日 時	令和7年12月2日 9時30分開会 令和7年12月2日 14時04分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	荒木礼子委員長、隅田雅春副委員長、金崎美和委員、渡辺拓道委員、大内正博委員、上田英樹委員
4. 欠席議員	なし
5. 参考人	なし
6. 傍聴人	なし
7. 会議に付した事件	<p>議案第64号 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第65号 丹波篠山市下水道条例及び丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収条例の一部を改正する等の条例</p> <p>議案第89号 令和6年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p> <p>議案第90号 令和6年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p>

8. 議事の経過	
開会	9 : 30
荒木委員長	開会宣告
荒木委員長	あいさつ
■日程第1	議案第64号 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
観光交流部	
【主な説明】	
商工観光課	議案説明資料に基づき説明
【主な質疑】	
上田委員	今回、伝習会館の中にカフェが追加になっています。このカフェは指定管理者の自主運営なのか。入場料金に関わることですか

	<p>で、どのようなものを想定されているのかお聞きさせていただきたいと思います。</p>
<p>観光交流部</p>	<p>この伝習会館の中に設置しますカフェは、今後、指定管理者による自主事業として運営をしていくものです。</p>
<p>上田委員</p>	<p>その関係で、センターハウス棟のレストランで食事される場合は入園料は無料ですね。伝習会館のカフェを利用してちょっとお茶をしたいなという方は入園料を払わないとならないのか。この辺は詰められていますか。</p>
<p>池観光交流部</p>	<p>伝習会館の入り口に料金を回収する方いらっしゃるんですけども、カフェにつきましてはおっしゃるとおり、お金を取るのか取らないのか今、組合のほうと調整をしているところです。</p>
<p>上田委員</p>	<p>そしたら伝習会館の利用者以外も利用できる、利用できないというところは、まだ詰まってないというところですね。</p>
<p>観光交流部</p>	<p>おっしゃるとおり今調整中です。</p>
<p>上田委員</p>	<p>料金に関する条例提案ですので、その辺ははっきりと決めておかなければと思います。この資料の中に、レストランで職員の場合は無料とするということできっちり書いてありますんで、このカフェのことも早急に詰めていただきたいと思います。</p>
<p>観光交流部</p>	<p>早急に決定をしたいと思います。</p>
<p>金崎委員</p>	<p>今のお話の続きですけれども、このカフェの利用について決定した内容を、料金所でどういう利用形態なのかを掲示をさせていただきたいと思います。実際に私もレストランを利用するとき利用料金を払うのか払わないのかちょっと迷ったのですが、よく見たらちゃんと書いてありました。その辺りの掲示をこられたお客さんがすぐに見て分かるよう工夫をしていただきたいと思います。</p>
<p>観光交流部</p>	<p>分かりやすい掲示に努めるように指定管理者と連携していきたいと思います。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>先ほどのカフェの質問について、はっきりしておかなくては、この後の表決もちょっとしにくいなと思っています。提案としては原則カフェへ入られる方についても料金を取るという提案で、市長の裁量で減免する対象にカフェの利用者を入れるのかどうかを検討しているということで、条例の提案自身は伝習会館に入場される方については対象にすることを原則とするという提案として受け止めさせてもらったらいいでしょうか。</p>

<p>観光交流部 渡辺委員</p>	<p>そのように考えています。</p>
	<p>指定管理者がこれまでからいろいろ工夫をされて管理していただいていたので、運営について安心できる施設だと思っていましたので、あまり運営実態を十分にこちらも把握できてないので、この際お伺いしたいと思います。陶の郷については、おおむねこれまでから大体、指定管理を年間 2,000 万円ぐらいでお世話になっています。実際、今この施設全体を運営していくのに、どれぐらいの経費がかかっている、そのうち入場料が占める割合や入場料を支払われている人数をお示し願えたらうれしいです。</p>
<p>観光交流部</p>	<p>まず、指定管理の経費の内訳について、収入として指定管理料 1,100 万円です。自主事業のレストハウスの売上げや窯元横丁の売上げが 1 割ということで 700 万円です。入園料収入がおおよそ 700 万円です。支出につきましては、人件費として事務職員経費が 900 万円。通信費等で 750 万円。光熱費等でおおよそ 980 万円です。施設の維持管理費として 490 万円。そのほか保険料等を合わせて支出をしているという状況です。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>受付やほかのサービスに含まれた形でいただいている入園料については、今回の改定でどういう見込みになるのでしょうか。</p>
<p>観光交流部</p>	<p>入園料の収入を約 700 万円と申しましたけれども、次年度以降、全ての方が伝習会館の展示を見られない見込みで、全体の 4 割程度を想定されています。一方で指定管理者からの提案では一般の方は 500 円に値上げをしておりますので、入館料全体では 1,100 万円ほどの想定がされております。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>そうしたら一応、今回の改修によってこれまでの入園料に当たる部分の収入については増えるという見込みということですね。その辺りについては指定管理者からの提案ということですが、市のほうもいろいろと施設の維持管理もしていかなければいけないので、今後の指定管理料自身について担当課としての考え方もお伺いしておきたいと思います。</p>
<p>観光交流部</p>	<p>今回の様々な提案と事業計画の修正などを加えまして、来年度以降の指定管理料としては 1,222 万 7,000 円という設定を今のところ考えております。その内訳としましては、人件費の増と長寿命化等によりまして入替えました空調設備等の定期点検などの経費の増ということで、若干、指定管理料としましては上昇をしますけれども、今回、指定管理期間を令和 8 年度と 9 年度の 2 年間</p>

ということで提案をさせていただきました。その理由としましては、この文化観光推進事業としては、全ての施設の展示の改修が令和9年度で終わりますので、令和10年度から新しい指定管理期間をスタートさせるということで、このときに、これからの1年、2年の利用状況とか、そういったものを鑑みまして指定管理料を決定していきたいと考えているところです。

渡辺委員

指定管理料を現状でいくらか工夫して抑えるようなことも検討されているのかと思いますけれど上がるんですね。その辺りについては、人件費ということで、受付に配置しとかなないと今後も案内で置かれるのかどうかは分かりませんが、その辺りも含めて、できるだけ指定管理者の活用が自由度高くなって、いろんな制約がもしあるなら、その辺りも外していきながら、できるだけ指定管理料自身も幾らか抑えられるような形の方向性は持っておいてほしいというふうに思うんですけども。その辺りについては、いかがでしょうか。

観光交流部

先ほど説明いたしました8年度、9年度に関しましては必要な経費、今般、人件費のほうも上がっておりますし、新たな費用ということで空調設備の点検も上がっております。ただ指定管理者のほうからは、せっかくリニューアルをいたしますので、今後につきましては丹波焼の歴史や魅力を広く発信をして、インバウンドの方を含め、多くのお客様に来ていただきたいというようなところで、施設の魅力を常に示していきたいというような御提案もございまして、今後の経費につきましても、少し増やしたような御提案も頂いているところです。このあたりに関しましては、今、鋭意、担当のほうで指定管理者とも詰めながら、できるだけ削減できるところは削減したいと考えているところでございますけれども、やはり大きなお金をかけてリニューアルオープンするものでございますので、今後につきましては、入園料収入を増加していくと同時に、経費のほうも少し必要なものは見ていかないといけないのかなと考えておるところでございます。

大内委員

料金が無料になるということで、大変、団体とかツアーのすごく立ち寄りの魅力が広がったなと私は思うんですけども、次にやっぱり駐車場のことを心配するんですけども、今、地図で見ると大型バスが5台となっておりますけれども、陶器まつりとか、春ものがたりの時は、丹波焼のポテンシャルが、高く最近人気も出

観光交流部

てきているということで、駐車場の心配するんですけども、何かその辺の対策というのはとられているのでしょうか。

駐車場につきましては、春ものがたりや陶器祭りのときに不足ぎみであるということで、組合のほうからも度々、御要望はいただいているところです。上立杭の公民館ツボネガサの施設の横に、公共用地といまして丹波焼の郷の振興用に、市で自治会から借地をさせていただいていまして、通常の場合ですと、そこが臨時駐車場となって駐車場が不足することはないのかなとは考えているんですけど、イベント等の際の駐車場不足につきましては、なかなか協議はするんですけども結論が出ていない状況です。今後も組合と協議を重ねていって、よりよい方向を検討していきたいと思うんですけども、なかなかこれも経費のかかることですので、結論に至っていないという状況です。

大内委員

はい、ありがとうございます。今回の陶器まつりがあった3連休も大変、人が多くて渋滞して、駐車場がなくて、もしかしたら停められなかった方の2割、3割ぐらいは帰られたのではないかなというような心配もありましたので、またその辺の対策も念頭をお願いします。

上田委員

先ほど説明の中で、多額の経費を入れて、よりよいリニューアルになったということをおっしゃって、私もその通りかなというふうに思っています。その中で1点だけ、ちょうどこの商工観光課がユニバーサルツーリズム、ユニバーサルデザインの関係もされておりますので、実際にあの場所を見ていましたら、ある程度、坂道と階段等があります。今回は特に文化観光推進事業の趣旨に基き、法律に基づく改修で条例も改正される。その中でユニバーサルツーリズム、ユニバーサルデザインに対応された内容になったのか。いやいや前のままなんだけど、十分にそのままの配慮で、しっかりと対応できると思っておられるのか。特に前面に文化観光推進事業ということで出しておりますので、その辺の考え方と現状を教えてください。

観光交流部

陶の郷は本当に斜面にそれぞれの施設が建っております途中、階段等があつて車椅子の利用がしにくい施設となっております。スロープもありますが、ちょっと遠回りをしないといけないということもありますし、勾配が急ということもありますので、今回、兵庫県のユニバーサルツーリズムの補助を使いまして、予

算のほうにも上げさせていただいておりますけども電動カートを購入する予定です。こちらを入り口付近の案内所に置きまして、少し坂を登るのがしんどい方につきましては、そういったものを御利用いただきたいと考えております。あとは丹波篠山市のユニバーサルツーリズムの考え方ですけども事業者、従業員さんのおもてなしの心の醸成ということで今、研修等も行わせていただいております。そういったソフト面の充実ということもこれから考えていきたいと思っておりますので、そういった対応をしていきたいと思っております。

上田委員

今回の補正予算の中で、前の桐村議員の一般質問を受けて、大書院も電動車椅子を1台入れるというような予算が上がっております。そうした中でその電動車椅子はどこに置かれるんですかお聞きしましたら、上の大書院に置きますということでした。そうすると、車椅子で来られた方がなかなかそれを利用しにくいなと思われましたので、それについてはできるだけ誘導サインで電動車椅子がありますよということを表示を頂きたいということもお願いしました。今回、電動カートをどこに置かれるか分かりませんが、その辺だけはやっぱりユニバーサルツーリズムやデザインの担当課として、やっぱり観光推進事業と名が付く限りは、単に置いてありますということではなく、おもてなしの心で、しっかりと御利用ください、ここにありますというサインを出すべきだと思います。それともう一つ、やはりどうしても肢体不自由の方とか車椅子の方は、駐車場ではなく反対の道から上がっていけるというところがありますので、その辺のやはり障害を持った方々の車等の場合の駐車場も含めて全体的な内容で考えていただいたらうれしいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

■ 日程第 2 議案第 6 5 号 丹波篠山市下水道条例及び丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収条例の一部を改正する等の条例

上下水道部

【主な説明】

経営企画課 案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

上田委員

改正条例の第1条、口坂本、西谷の一部区域、河内台、それから第2条の関係の徴収条例の関係でお聞きしたいと思います。今回、地図もつけていただいた中で、河内台約90戸、A病院、コンビニ、B社、そして、その下にある精肉屋さんプラス少しの分譲地ということですけど、第2条の関係で、下水道切替え工事の暫定期間は来年1年間ということになっていますが、これらの企業や地元との協議の進捗状況について、いつまでにできるとか、その辺の詳細を教えてください。

上下水道部

地元との調整につきましては、地元からご要望いただきました令和2年度以降、特に自治会長さん、地元の当時の市議会議員さんと協議をさせていただきました。窓口を自治会長さんとさせていただいて協議を進める中で河内台全体につきましては、今年の10月19日に地元自治会の方に集まらせていただいて、切替えに関する内容や事務手続について説明をさせていただきました。河内台以外の企業などにつきましては、地元の方の協力も得ながら個別に調整させていただき、今回、供用開始を1月1日としていますが、加入金のことも含め調整をさせていただいているところです。今も継続して協議をしているところもあります。基本的には合意をいただいて切替えの工事を行うということになっています。

上田委員

ありがとうございました。調整して合意をいただいたということなんですけど、この下水道切替え工事については、住居から大きな企業、コンビニ、病院まであるんですけど、暫定措置期間の1年間で完了するというような見込みでしょうか。

上下水道部

切替えの期間につきましては令和8年1月1日から1年間ということでお示しさせていただいております。これは地元にも説明させていただきました。10月に地元説明会に行かせていただいたときにも、実際に1年間を超えたりしたらどうなるのかというご質問もありましたが、基本的には地元からのご要望をいただいて進めておる事業でございますので、地域の中で調整させていただいて、どうかこの1年間の中で、切替えの工事をお願いしたいということでご理解をいただいたところです。企業につきましても、同様にお話をさせていただいて、ご協力いただけるということでご進めております。

上田委員	河内台にお住まいの方々、お肉屋さんのあるところの数の方々、そして病院、企業、コンビニ、全て1年間あったらしていただけるということが協議済みだという理解でよろしいですね。
上下水道部	河内台の自治会はまとめてご説明させていただきました。それ以外のミート西紀さんを含めた4件ほどある住宅地や各企業さんについては個別で調整させていただいて進めております。
渡辺委員	新規加入金の算定方法について考え方を示していただいておりますが、具体的な数字を教えてください。
上下水道部	今回の新規加入金につきましては、もともと西紀中央浄化センターの建設をした処理施設の建設事業費を、その当時の口数に、今回、新たに加わっていただきます口数を足したもので割ったものと、今回、切替え工事をするに当たって管路や中継ポンプの工事を進めるのにかかった費用につきまして、その地元負担5%分を、今回、加入いただく口数で割ったものの合計が14万円になっております。数値としまして、処理施設の建設費用14億4,595万4,000円の5%を西紀中央処理区建設当時の受益口数と今回、新たに加わっていただく口数との合計が612口ありますが、それで割りますと11万8,000円となります。それに今回、河内台等を切り替える工事としまして、6,883万3,000円の事業費がかかっております。その5%分を今回、受益者として加入していただく口数155で割った数字が2万2,000円ですので、11万8,000円と2万2,000円を合わせて14万円になっております。
渡辺委員	新たな口数が155戸ということですが、事業者も一口という考え方でいいんですか。
上下水道部	一般家庭規模を一口としております。企業につきましては、一般家庭以上の負荷がかかる汚水を流されるということで、これは今回の河内台に限らず、ほかの処理区も一緒なんですけども、基本的に浄化槽の人槽算定をする際の人槽、基本的に10人槽までを1単位、20人槽までを2単位という形で算出して、河内台が93軒ほど今あると思うんですけども、それ以外の口数につきましては事業所の負担分ということになります。
渡辺委員	分かりました。もともと西紀中央処理区は40万円を超える比較的高い新規加入金区域になつとるところで、この基本的な考

え方でいくと今回追加される区域は 14 万円で加入できるということなので、切替えについてはかなり負担が少なく済んでいるというふうに感じたのですが、当然、これは特別な理由があるからですけれども、基本的に同じ 1 年間の間で、それ以外の地区で接続したら 40 何万円かかるわけです。そういうことがあるので、厳密に 1 年間の期間で切り替えてもらって、もうその期間を超えた分に関しては、きっちり正規の加入金をいただくというような形でしなければ、遅れてもこれを適用するということになる、ほかの一般の方に対してどうなのかと思うので、そこだけはきっちりしてもらえたらうれしいと思います。先ほど説明があったとおり、きっちりと切り替えしてもらおうという理解をさせてもらったらいいいですね。

上下水道部

条例に謳っておりますとおり、あくまでも 1 年間だけの新規加入金を 14 万円という金額としています。その後につきましては、もとの西紀中央処理区の加入金という形になります。今回、比較的安い費用で加入いただけるということなんですけれども、河内台につきましては、もともと河内台の造成のときに下排水の管路に関する事業費の一部負担をされていたということを聞いておりますのと、今回、条例改正に合わせて下排水の設置及び管理に関する条例を廃止させていただくんですけれども、この管路に接続していただいたときも加入金をいただいておりますので、今回は安いですが、過去に幾らかご負担いただいているという認識でおります。

上田委員

参考にお聞きしたいのですが、個人宅の切替工事は個人の負担ということになりますが、どれぐらいの金額が一般個人住宅でかかるんでしょうか。分かる範囲で教えてください。

上下水道部

地元の説明会するときにも同様の質疑がありました。河内台の自治会が近隣の業者さんに参考までに見積りをとられているのを聞きましたら、40 万円、50 万円というのを聞いております。ただ、1 軒で注文するのではなく、例えば隣保ごとで、ある程度まとめることで比較的安価にできるということもお話をされておりました。工事の内容としましては浄化槽の前後の管をつなぐ、もともとあった機械を撤去するという内容だけなんですけれども、一昔前は 10 万円とか 20 万円でされていたケースもありましたが、今はあくまで概算ですけれどもそれぐらいの金額を

聞かせてもらっています。

上田委員

なぜこういう事を聞いたかという、先ほど渡辺委員の質問にもあったように、大体ほかのところでは加入金が40万円かかるのに、今回は1年だけ14万円で済むと思われる方もありますが、いやそれだけじゃないんですよ。浄化槽を設置したときにはこれだけかかって、また撤去のときにはこれだけ払われていて、これは加入金の条例なので、これとは別に払われておるというところを確認したくてお聞きさせていただきました。

■ 日程第3 議案第89号 令和6年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上下水道部

【主な説明】

経営企画課 議案書に基づき説明

【主な質疑】

— 質疑なし —

■ 日程第4 議案第90号 令和6年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上下水道部

【主な説明】

経営企画課 議案書に基づき説明

【主な質疑】

— 質疑なし —

■ 日程第5 その他

議員間協議

荒木委員長 議員間で議論、確認等をすればよいことがあれば、ご発言願います。

— 意見等なし —

■日程第6 表決

議案第64号 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 丹波篠山市下水道条例及び丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収条例の一部を改正する等の条例

議案第89号 令和6年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第90号 令和6年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

— 討論なし・全員賛成で可決 —

荒木委員長 この結果を含め、執行部との質疑、答弁の内容について、委員長報告を行いたいと思います。報告については、委員長に一任願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

— 異議なし —

■日程第7 その他

荒木委員長 それでは、審査が終了しましたので、閉会に当たりまして隅田副委員長より御挨拶をお願いします。

隅田副委員長 あいさつ

閉会